

米  
麦

露地野菜

施設野菜

果  
樹

花き  
盆栽

畜  
産

オ  
リ  
ー  
ブ

そ  
の  
他  
作  
物

新  
規  
就  
農

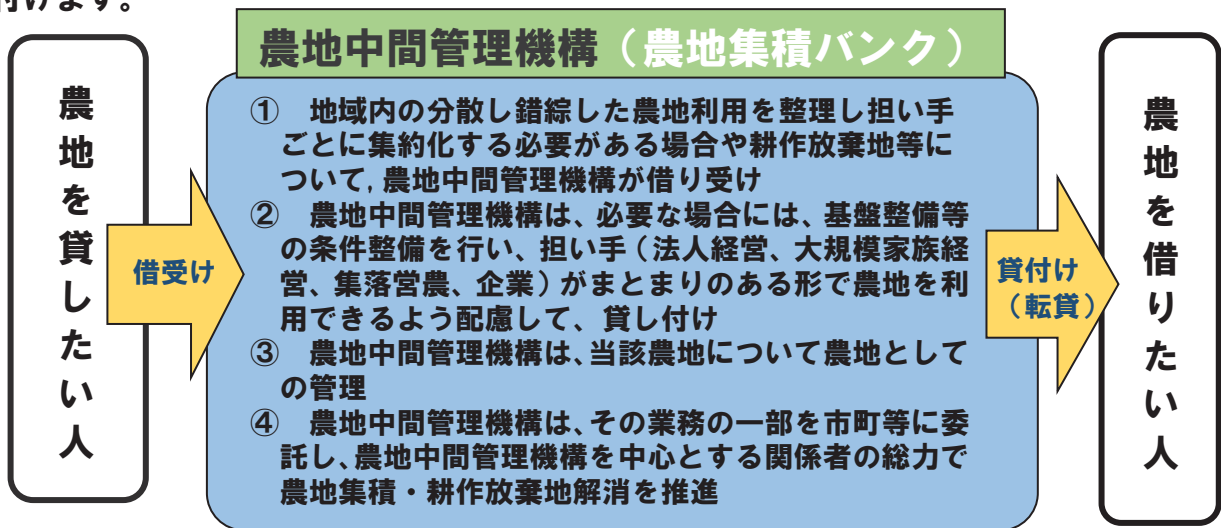
## 2-1) 経営規模を拡大したい



### 農地中間管理事業 〔担い手への農地集積を支援〕

#### ○支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)が、離農農家や規模縮小農家等から農地を借り受け、その農地を農業経営の開始や規模拡大等を希望している方に貸し付けます。



○機構を通じて農地を借りる場合は、まず「借受けを希望する者」に応募し、公表されていることが必要になります。

○「借受けを希望する者」への応募については、借受けしたい農地の所在する市町(農業委員会)の窓口で、「農地中間管理事業農地貸借申請書」を作成し、提出をお願いします。

#### (1) 募集の区域

借受けを希望する者の募集については、機構が設定した区域ごとに行います。

#### (2) 募集の時期

借受けを希望する者の募集については、年間を通じて行うこととします。

#### (3) 借受けを希望する者の公表

機構は、借受けを希望する者について、毎月末日の応募状況をとりまとめ、翌月15日までに機構ホームページで公表します。

#### ○メリット

農地の貸借に必要な事務手続きや貸借期間中の賃借料の徴収、支払いを機構が行うほか、借受期間が保証され、安心して耕作ができます。

#### ○申請先

市町農業担当課、農業委員会

お問い合わせ先

- ・(公財)香川県農地機構  
(087-831-3211)
- ・市町農業担当課、農業委員会

## 2-2) 経営規模を拡大したい

農地売買等支援事業  
〔担い手への農地集積を支援〕

## ○事業内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)は、離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れ、規模拡大を志向する認定農業者等に対して、農業委員会と連携し、面的利用集積に配慮して、農地の売り渡しを行います。

## ○主な要件

- (1) 対象農用地等は農業振興地域内の農用地
- (2) 受け手である認定農業者等が現に耕作している農地と買い入れる農地を合わせて、おおむね1ha以上の団地を形成していること。  
(認定農業者等とは、①認定農業者、②特定農業法人、③認定新規就農者、④基本構想水準到達農業者、⑤「人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体)。
- (3) 農地価格は、農業委員会の意見を聴き近傍農用地等の価格から見て適当であると判断される価格。

## ○メリット

農地の売買に必要な事務手続きや売買代金の支払いを機構が行うほか、次のメリットがあります。

## ◆売買

- ・売り手:譲渡所得税が年間800万円まで特別控除されます。  
(買入協議制度による売買については1,500万円まで)
- ・買い手:不動産取得税が2/3に軽減されます。また、低利な制度資金等が借りられます。

## お問い合わせ先

- ・(公財)香川県農地機構  
(087-831-3211)
- ・市町農業委員会

米  
麦

露地野菜

施設野菜

果  
樹

花き  
盆栽

畜  
産

オ  
リ  
ー  
ブ

そ  
の  
他  
作  
物

新  
規  
就  
農

## 2 - 3 ) 経営規模を拡大したい

### 農地集積補助金交付事業 〔担い手への農地集積を支援〕

#### ○支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じた利用権の設定等により新たに農地を集積する場合に、10a当たり2万円が交付されます。

#### ○対象者

認定農業者、新規就農者(就農後5年以内の者)、集落営農法人

#### ○主な要件

- (1)機構からの貸付けであること。
- (2)新たな貸付けであること(同一人への再設定は交付対象外)
- (3)前年度末日時点の機構からの借受面積に対し、申請時点の借受面積が増加していること。
- (4)集落営農が法人化した場合には、法人化後の経営農地面積が集落営農の農作業受託農地(作物の生産・販売について共同販売経理を行っている農地)の面積より増加していること。  
など。

#### ○交 付 額

2万円/10a

※ ただし、集積後の経営体の耕地面積が20haを超える交付対象面積については、1万円/10aの補助金を交付

#### ○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課  
(087-832-3408)
- ・市町農業担当課

## 2-4) 経営規模を拡大したい

地域集積補助金交付事業  
〔 集落営農法人による農地集積を支援 〕

## ○支援内容

集落営農法人が(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じて、地域内のまとまった農地を集積する場合に、その地域で新たに農地を集積した農地の面積に応じて補助金を交付します。

交付対象の集落営農法人の農地利用率が一定割合以上であれば、加算して補助金を交付します。

## ○対象者

集落営農法人

## ○主な要件

- (1) 機構からの貸付けであること。
- (2) 小字内の農地面積が5ha未満の場合は1ha以上、農地面積が5ha以上の場合は2ha以上の集積が機構を通じて行われていること。
- (3) 要件を満たす小字内の機構を通じた新たな集積であること(同一法人への再設定は交付対象外)

## ○交 付 額

1万円/10a

## ◆農地利用率加算 5千円/10a

交付対象の集落営農法人の農地利用率が133%以上の場合に加算。

## ○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課  
(087-832-3408)
- ・市町農業担当課

米  
麦

露地野菜

施設野菜

果  
樹

花き  
盆栽

畜  
産

オリ  
ーブ

その他作物

新規就農

## 2-5) 経営規模を拡大したい

### 機構集積協力金 〔担い手への農地集積を支援〕

#### ○支援内容

(公財)香川県農地機構(以下「機構」という。)を通じて担い手に農地が貸し付けられた場合に、農地の出し手や地域に協力金を交付します。

#### ○主な要件(地域向け)

##### ◆地域集積協力金(まとめて機構に農地を貸付ける場合)

- ①同一の人・農地プランのエリアに含まれており、区域の外縁が明確なこと。
- ②人・農地プラン作成・実行のための実質上の話し合いの単位となっていること。 など

#### ○主な要件(個人向け)

- (1)対象農地を機構に10年以上貸し付け、機構から受け手に貸し付けられること。
- (2)農地の出し手が、機構に貸し付けた日の1年以上前から、所有権等に基づき、自ら耕作していること(相続人は除く)。

##### ◆経営転換協力金(経営転換する場合やリタイア等を契機とする場合)

- ①原則、遊休農地の所有者は対象になりません。
- ②原則、全ての自作地(他の農業者に利用権設定している農地及び自留地 10aを除く)を貸し付けること。
- ③今後 10 年間は農地の所有権や利用権の新たな取得等を行わない等の誓約をすること。

##### ◆耕作者集積協力金(機構を通じた借受希望者の農地を連坦化させる場合)

以下のいずれかに該当する農地

- ①機構が借り受けている農地や機構を通じた借受希望者が経営する農地に隣接している農地であること。
- ②面的要件を満たす原則2筆以上の農地

#### ○交付額 (国の補助金が農地集積の実績に応じて配分されるため、減額となる場合があります)

##### ◆地域集積協力金

2割超～5割以下	10,000円/10a
5割超～8割以下	14,000円/10a
8割超	18,000円/10a

##### ◆経営転換協力金

0.5ha以下	20万円/戸【上限30万円/戸】
0.5ha超～2ha以下	40万円/戸【上限50万円/戸】
2ha超	60万円/戸【上限70万円/戸】

※農地集積の実績に応じて、上限単価まで増額する場合があります

##### ◆耕作者集積協力金

5千円/10a

#### ○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課  
(087-832-3408)
- ・市町農業担当課

## 2 - 6 ) 経営規模を拡大したい

### 中山間地域等農地活用総合支援事業 〔中山間地域等での農地の有効活用を支援〕

#### ○支援内容

中山間地域等における農地の有効活用を図るため、地域特性を活かした多様な農業に取り組もうとする意欲ある担い手のニーズに即し、簡易な基盤整備、施設・機械等に対して総合的に支援します。

○対象者：担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人など）

○対象農地：5法指定地域・統計上の中間山間農業地域内の農地（中山間地域等直接支払制度対象地域）  
遊休農地及び遊休農地となる恐れのある農地を一定程度含む農地

○助成要件：当該地域で一定面積以上の集積・集約化に取り組むこと

○助成内容：中山間地域等における農地の有効活用に必要な基盤整備、施設・機械整備等に要する経費の補助

（例）・耕作放棄地の解消 ・簡易な基盤整備 ・鳥獣被害防止対策  
・栽培施設の整備 ・収穫機械の整備 ・集出荷施設の整備 等

○補助率：1/3以内、ただし、中山間地域等直接支払制度対象地域は1/2以内

#### ○申請先

市町農業担当課

お問い合わせ先

・香川県農業経営課  
(087-832-3406)  
・市町農業担当課

米  
麦

露地野菜

施設野菜

果  
樹

花  
き  
盆栽

畜  
産

オリ  
ーブ

その  
他  
作物

新規  
就農

米  
麦

露地野菜

施設野菜

果  
樹

花き  
盆栽

畜  
産

オ  
リ  
ー  
ブ

そ  
の  
他  
作  
物

新  
規  
就  
農

## 2-7) 経営規模を拡大したい

### 荒廃農地等利活用促進事業 〔荒廃農地の再生・発生防止を支援〕

#### ○支援内容

荒廃農地の再生・発生防止に係る経費や附帯する施設等の整備に係る経費の一部を助成します。

#### ○対象者

認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織、農地中間管理機構、農業協同組合等

#### ○主な要件【事業対象農地】

- (1) 土地所有者に代わり耕作者が確保(見込みを含む)されていること
- (2) 5年以上の耕作が見込まれること
- (3) 農業振興地域農用地区域内の1号及び2号遊休農地であること
- (4) 総事業費が200万円/件未満であること

#### ○主な内容・補助率

##### 〔1〕発生防止活動

荒廃農地への悪化を防止するための低コスト整備(障害物除去・整地等)に要する経費(事業費4万円/10a以上)への助成〔(国・県・市町合わせて)3.6万円/10a(定額)又は9/10(定率)〕

##### 〔2〕再生利用活動

再生作業(伐採・抜根・整地等)や土壌改良などに要する経費(事業費10万円/10a以上)への助成〔(国・県・市町合わせて)9万円/10a(定額)又は9/10(定率)〕

##### 〔3〕施設等の整備

(1)及び(2)に附帯して行う基盤整備や機械、施設(リースに限る)の整備に要する経費への助成〔(国・県・市町合わせて)9/10(定率)〕

※中山間地域は補助率が9.5/10(定率)となる。

#### ○申請先 市町農業担当課、農業委員会

お問い合わせ先

- ・香川県農業経営課  
(087-832-3408)
- ・市町農業担当課・農業委員会

## 2 - 8 ) 経営規模を拡大したい

→ 「さぬきの夢」生産拡大事業  
〔 麦類の担い手を支援 〕

## ○支援内容

県育成小麦品種「さぬきの夢2009」の需要量の早期確保に向けて、安定的な生産を支援します。

## ○対象者

認定農業者、認定就農者、認定新規就農者、集落営農組織

## ○対象となる事業内容

小麦「さぬきの夢2009」について、単収向上等の技術導入と併せて30a以上作付拡大した者に対して助成します。

## 助成対象面積

前年より小麦「さぬきの夢2009」を作付拡大した面積  
(はだか麦(種子用は除く)から小麦「さぬきの夢2009」に転換し、拡大した面積は対象外)

## ○助成額

2,500円/10a 以内(定額)

※県の助成に加え、香川県農業協同組合による助成(上乘せ)が予定されています。

## ○申請先

香川県農業協同組合

お問い合わせ先

・香川県農業生産流通課  
(087-832-3418)  
・香川県農業協同組合  
(087-818-4109)



## 2-9) 経営規模を拡大したい

### かがわ園芸産地活性化基盤整備事業

(さぬき讚フルーツ拡大支援事業～経営拡大事業)

〔園芸作物主体の担い手を支援〕

#### ○支援内容

「さぬき讚フルーツ」の生産拡大に必要な初期費用について、拡大面積に応じて定額で助成します。

#### ○対象者

「さぬき讚フルーツ」の認定を受けた認定農業者、農業協同組合の部会、農地所有適格法人。また、それらの部会員又は構成員である認定農業者、認定就農者、認定新規就農者、果樹産地構造改革計画の担い手、パートナー企業である農地所有適格法人、部会員で組織した営農集団、農業協同組合等。

#### ○対象となる整備内容

果樹未収益期間支援事業の対象とならない園地において、「小原紅早生」、「香緑」、「さぬきゴールド」、「香粹」、「さぬきエンジェルスイート」、「さぬきキウイっこ」、「シャインマスカット」、「不知火(施設栽培)」の作付面積を概ね10a(施設栽培のシャインマスカットは5a)以上拡大する必要があります。

対象品種の苗木植栽後、初期育成に必要な農薬、肥料、土壌改良資材、土壌被覆資材、支柱等。

#### ○助成額

小原紅早生、不知火(施設栽培): 200千円/10a 以内

香緑、さぬきゴールド、香粹、さぬきエンジェルスイート、さぬきキウイっこ、

シャインマスカット: 130千円/10a 以内

#### ○申請先 市町農業担当課

お問い合わせ先

- ・香川県農業生産流通課  
(087-832-3420)
- ・市町農業担当課

## 2-10-1) 経営規模を拡大したい

### 香川県産まれ「オリーブ牛」促進事業 〔導入牛・オリーブ牛生産の担い手を支援〕

#### ○支援内容

香川県産まれ「オリーブ牛」の増産体制を構築するため、県内畜産農家が優良繁殖雌牛の導入に要する経費の一部を支援します。

#### ○事業対象者

1. 和牛繁殖雌牛飼養者で今後増頭する計画のある者
  2. 新しく和牛繁殖経営を開始する計画のある者
- ※昨年度に引き続き参加する者は、増頭の実績が必要

#### ○対象となる導入要件

1. 優良繁殖雌牛を家畜市場から導入すること
2. 導入雌牛は生後7ヵ月齢以上で登録を有する未経産牛であること
3. その他必要と認める要件

#### ○補助額

1/2以内（1頭あたり上限400千円）

#### ○申請先

各事業主体：JA香川県、（一社）香川県家畜商協会

お問い合わせ先

・香川県畜産課  
（087-832-3427, 3429）  
・各農業改良普及センター

畜  
産

新  
規  
就  
農

## 2-11) 経営規模を拡大したい



### 香川県産まれ「オリーブ牛」促進事業 〔ICT等・オリーブ牛生産の担い手を支援〕

#### ○支援内容

香川県産まれ「オリーブ牛」の増産体制を構築するため、県内畜産農家がICTシステムの導入又は受精卵採卵・移植・定時人工授精を実施する際に要する経費の一部を支援します。

#### ○対象者

県内の黒毛和種等飼養者  
(事業メニューにより対象者が異なります)

#### ○対象となる機械装置等

発情発見・分娩監視・家畜監視に係るICTシステム  
受精卵採卵/移植・定時人工授精に係る技術料  
黒毛和種体内受精卵

#### ○申請先(事業主体等)

受精卵採卵…香川県農業共済組合  
受精卵移植…JA香川県  
定時人工授精…各和牛改良組合・肉用牛生産部会  
ICT…香川県の畜産関係部署

お問い合わせ先

・香川県畜産課  
(087-832-3427, 3429)  
・各農業改良普及センター